

入札説明書

本説明書は、令和 6 (2024) 年 2 月 1 日付けでとちぎ海浜自然の家ホームページで公告を行った「複写及びファクシミリサービス」の入札についての一般的事項を明らかにしたものである。

1 配置台数及び仕様

- | | | |
|------------------------|---|-----|
| (1) カラー複写サービス | } | 1 台 |
| (2) モノクロ複写及びファクシミリサービス | | |
| (3) モノクロ複写サービス | | 1 台 |
- 別紙「機器等仕様書」で示す規格・機能を有すること。

2 使用予定数量

- (1) カラー複写 29,420 枚
 - (2) モノクロ複写及びファクシミリ 47,090 枚
 - (3) モノクロ複写 119,080 枚
- 契約は種別ごと 1 枚当たりの単価契約とする。

3 履行期間

令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から令和 11 (2029) 年 3 月 31 日までの 60 ヶ月

なお、この契約は長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、財団の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

また、この契約期間の中途において消費税率の改定が行われた場合、改定後の税率により計算する旨を付すものとする。

4 履行場所

とちぎ海浜自然の家（茨城県鉾田市玉田 3 3 6 - 2）

5 納入条件

別紙「機器等仕様書」特記で示す設定作業等を実施した上で、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日からサービス提供が可能な状態とすること。

6 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法令施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者と決定された者であること。
- (3) 令和 6 (2024) 年 2 月 26 日において、栃木県入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県内又は茨城県内に本店、支店、営業所を有する者であること。
- (5) 国又は地方公共団体又は公益法人において 1 の (1) と同様の物品の契約実績を有すること。

7 入札の手続き等

- (1) 契約に関する事務を担当する部署
〒311-1306 茨城県鉾田市玉田336-2
公益財団法人とちぎ未来づくり財団 とちぎ海浜自然の家 管理課
- (2) 入札書提出期限及び場所
令和6(2024)年2月26日 17時00分 とちぎ海浜自然の家管理課(郵送または持参)
※郵送の場合、令和6(2024)年2月26日必着とする。
- (3) 開札日時及び場所
令和6(2024)年3月4日 10時50分 とちぎ海浜自然の家会議室 予定

8 入札金額等

- (1) 本入札は総価入札、種別ごとの単価契約であるため、入札書には種別ごとの単価に予定数量を乗じた総価入札金額(年額)を記載することとし、別紙の単価表を入札書と共に提出すること。
- (2) (1)の総価入札金額には、複写及びファクシミリサービスに係る、機器の使用単価、保守点検、消耗品代(用紙及びステープル用針を除く。)、その他一切のサービス料及び、機器の調達及び設定作業、導入搬出に要する金額総額が含まれるものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の5カ年分に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (4) 複写サービス予定数量は、過去の実績から平均を算出した見込値であり、契約期間の複写枚数を保証するものではなく、契約締結後に複写枚数が当該数量を下回った場合も、単価の変更を求める理由とはできないものとする。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札の無効 6の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び公益財団法人とちぎ未来づくり財団会計規程第101条第3号から第7号までに掲げる入札にかかる入札書は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
ア) 公益財団法人とちぎ未来づくり財団会計規程第70条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
イ) 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
ウ) イの同価の入札を行った者のうち、くじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (5) 最低制限価格の有無 無
- (6) 入札回数
1回目の入札が不調となった場合は、直ちに2回目の入札を行う。2回目も不調の場合は、最低入札価格提示者と協議の上決定する。
- (7) 代理人による入札
代理人をして入札を行わせるときは、委任状を提出すること。